

令和 5 年

# 第 1 回熊取町議会臨時会会議録

令和 5 年 5 月 15 日開会

令和 5 年 5 月 15 日閉会

熊 取 町 議 会

## 令和5年第1回臨時会会議録目次

(5月15日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
仮議席の指定	3
議会選挙第1号 議長の選挙	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会選挙第2号 副議長の選挙	4
議会選任第1号 常任委員会委員の選任について	5
議会選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	5
提案理由説明	
議員提出議案第4号 原子力問題調査特別委員会の設置について、議員提出議案第5号 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の設置について、議員提出議案第6号 都市計画道路建設促進特別委員会の設置について、議員提出議案第7号 環境施設広域化調査特別委員会の設置について、議員提出議案第8号 議会改革検討特別委員会の設置について、以上5件一括付議	6
質 疑	8
採 決	8
議会選任第3号 特別委員会委員の選任について	9
議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員の選挙	10
提案理由説明	
議案第25号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について	10
質 疑	13
採 決	13
提案理由説明	
議案第26号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第15号）の専決処分報告について	13
質 疑	14
採 決	14
提案理由説明	
議案第27号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について	14
質 疑	15
採 決	17
提案理由説明	
議案第28号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第3号）	17
質 疑	18
採 決	21
総務文教常任委員会委員長の閉会中の継続調査の申出について	21

事業厚生常任委員会委員長の閉会中の継続調査の申出について .....	21
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申出について .....	22

# 第 1 回熊取町議会臨時会（第 1 号）

## 令和5年第1回臨時会会議録（第1号）

月 日 令和5年5月15日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 田中 豊一	6番 大林 隆昭
7番 田中 圭介	8番 矢野 正憲	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	11番 江川 慶子	12番 坂上巳生男
13番 坂上 昌史	14番 河合 弘樹	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	総 務 部 理 事	井口 雅和
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	下中 昭三
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	木村 直義
健康福祉部統括理事	石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	会計管理者兼会計課長	野原 孝美
教 育 次 長	阪上 敦司		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書	記	阪上 高寛
-------------	------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

仮 議 席 の 指 定

議会選挙第1号 議長選挙

議 席 の 指 定

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

議会選挙第2号 副議長選挙

議会選任第1号 常任委員会委員の選任について

議会選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

議員提出議案第4号 原子力問題調査特別委員会の設置について

議員提出議案第5号 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の設置について

議員提出議案第6号 都市計画道路建設促進特別委員会の設置について

議員提出議案第7号 環境施設広域化調査特別委員会の設置について

議員提出議案第8号 議会改革検討特別委員会の設置について

議会選任第3号 特別委員会委員の選任について

議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員選挙

議案第25号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第26号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第15号）の専決処分報告について

議案第27号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議案第28号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

総務文教常任委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

事業厚生常任委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について  
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議会事務局長（林 利秀君）皆様、おはようございます。本日は、何かとお忙しい中、令和5年第1回熊取町議会臨時会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

それでは、年長の坂上巳生男議員、よろしく申し上げます。議長席にお着き願います。

（坂上巳生男君 議長席に着く）

臨時議長（坂上巳生男君）おはようございます。ただいまご指名いただきました坂上巳生男でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。議長が決まりますまでの間、議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回熊取町議会臨時会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

臨時議長（坂上巳生男君）日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。林議会事務局長。

議会事務局長（林 利秀君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和5年3月定例会に報告をいたしました以降、3月13日から20日、4月26日に実施されまして、監査委員から、その結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した。」ということでございます。

ご参考までに、令和5年3月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	7億9,066万7,320円
国民健康保険事業特別会計	7,583万1,964円
介護保険特別会計	2億7,801万2,392円
墓地事業特別会計	730万5,423円
後期高齢者医療特別会計	7,003万1,358円
下水道事業会計	5億 217万2,655円
歳入歳出外現金	1億3,981万9,404円

となっております。

以上で報告を終わります。

臨時議長（坂上巳生男君）これをもって諸般の報告を終わります。

本臨時会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。それでは、令和5年第1回熊取町議会臨時会開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

改めまして、議員の皆様におかれましては、去る4月23日に執行されました熊取町議会議員一般選挙において当選の栄を得られましたこと、心からお祝い申し上げます。

さて、先日、5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症となりましたが、今後も一定の流行が続くと予想されることから、関係者等と連携を行い、引き続き住民の皆様

の安心安全のために鋭意努めてまいりたいと考えてございますので、何とぞ議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分報告につきましては、税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてほか2件、補正予算につきましては、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第3号）でございます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

臨時議長（坂上巳生男君）これより、本日の日程に入ります。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席につきましては、ただいまご着席の議席といたします。

---

臨時議長（坂上巳生男君）次に、日程第2 議会選挙第1号 議長の選挙を行います。

これから議長選挙立候補者の演説会を行うため、しばらく休憩といたします。

---

（「10時05分」から「10時16分」まで休憩）

---

臨時議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の選挙は投票で行います。

それでは、議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員数は14名であります。

議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人を指名いたします。

立会人に、渡辺豊子議員、多和本英一議員、石井一彰議員、矢野正憲議員、坂上昌史議員、そして私、坂上巳生男、以上の6名を指名いたします。

それでは、職員が投票用紙を配付します。

（投票用紙の配付）

念のために申し上げます。投票は単記無記名で、候補者の氏名を記載してください。

なお、投票用紙には候補者でない者の氏名は記載しないようお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席番号1番の文野議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。立会人の議員の皆様は、開票の立会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち、田中豊一議員3票、河合弘樹議員11票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票（有効得票数の4分の1）であります。したがって、河合弘樹議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

ただいま議長に当選されました河合弘樹議員が議場におられますので、本席から、議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、河合弘樹議員に当選承諾のご挨拶をお願いいたします。演壇までお願いします。

（河合弘樹君登壇 議長当選挨拶）

14番（河合弘樹君）このたび、議員の皆様方の推挙をいただきまして議長に就任させていただくことになりました。この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

今後は、熊取町議会運営につきまして、皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、議長として職務を果たしたく存じ上げます。皆様方の温かいご協力をお願い申し上げますとともに、熊取町議会と熊取町のさらなる発展をお祈り申し上げまして、簡単措辞ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（河合弘樹君降壇）

臨時議長（坂上巳生男君）これもちまして、私の臨時議長としての職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、河合議長、議長席にお着き願います。

（河合弘樹君 議長席に着く）

---

議長（河合弘樹君）それでは、引き続きまして議事を進めます。

日程第3 議席の指定を行います。

議会会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

議席番号1番 文野慎治議員、議席番号2番 多和本英一議員、議席番号3番 長田健太郎議員、議席番号4番 石井一彰議員、議席番号5番 田中豊一議員、議席番号6番 大林隆昭議員、議席番号7番 田中圭介議員、議席番号8番 矢野正憲議員、議席番号9番 渡辺豊子議員、議席番号10番 二見裕子議員、議席番号11番 江川慶子議員、議席番号12番 坂上巳生男議員、議席番号13番 坂上昌史議員。以上、議員の皆様方の議席はただいまの着席のとおりといたします。私、河合弘樹は議席14番といたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

議会会議規則第126条の規定により、議長が指名いたします。議席1番 文野慎治議員、議席2番 多和本英一議員、以上2名の方を指名いたします。よろしくお願いします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第5 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日5月15日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日5月15日の1日間に決定いたしました。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第6 議会選挙第2号 副議長の選挙の件を議題といたします。

これから副議長選挙立候補者の演説会を行うため、しばらく休憩とします。

---

（「10時28分」から「10時31分」まで休憩）



---

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから副議長の選挙を行います。

お諮りします。副議長選挙において、立候補者が1人でありますので、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、立候補者である田中圭介議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田中圭介議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました田中圭介議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田中圭介議員が議場におられますので、本席から、議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、田中圭介議員の当選承諾のご挨拶をお願いいたします。演壇までお願いします。

（田中圭介君登壇 副議長当選挨拶）

7番（田中圭介君）このたび、議員の皆様の温かいご支援によりまして副議長の要職に就任させていただくことになりました。この上なく光栄に存じます。もとより微力ではございますが、議会が公正かつ円滑に運営されるよう、議長を補佐し、誠心誠意努力いたしたいと存じます。どうか今後とも皆様なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

（田中圭介君降壇 自席へ）

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第7 議会選任第1号 常任委員会委員の選任についての件を議題といたします。

議員の皆様は、今タブレットで案内されたファイルをご覧ください。理事者の皆様は、議案書が並んでいる水色のフォルダー内をご覧ください。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

まず、総務文教常任委員会委員に、文野慎治議員、長田健太郎議員、石井一彰議員、田中圭介議員、渡辺豊子議員、坂上巳生男議員、坂上昌史議員の以上7人を指名したいと思ひます。

次に、事業厚生常任委員会委員に、多和本英一議員、田中豊一議員、大林隆昭議員、矢野正憲議員、二見裕子議員、江川慶子議員、そして私、河合弘樹の以上7人を指名したいと思ひます。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第8 議会選任第2号 議会運営委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第5条第2項及び第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

文野慎治議員、田中豊一議員、大林隆昭議員、矢野正憲議員、渡辺豊子議員、坂上巳生男議員、坂上昌史議員、以上の7名を議会運営委員会委員に指名したいと思います。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました総務文教常任委員会委員、事業厚生常任委員会委員及び議会運営委員会委員によりまして、議会委員会条例第8条の規定により、各委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

互選していただく場所と順序を申し上げます。互選していただく場所は正副議長室で、順序は、まず総務文教常任委員会、2番目に事業厚生常任委員会、3番目に議会運営委員会の順といたします。

その間、しばらく休憩いたします。

---

(「10時37分」から「10時45分」まで休憩)

---

議長(河合弘樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告がございましたので、その報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長に文野慎治議員、副委員長に渡辺豊子議員。事業厚生常任委員会委員長に二見裕子議員、副委員長に大林隆昭議員。議会運営委員会委員長に坂上昌史議員、副委員長に坂上巳生男議員。

以上のとおりでございます。

---

議長(河合弘樹君) 次に、日程第9 議員提出議案第4号 原子力問題調査特別委員会の設置についての件、日程第10 議員提出議案第5号 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の設置についての件、日程第11 議員提出議案第6号 都市計画道路建設促進特別委員会の設置についての件、日程第12 議員提出議案第7号 環境施設広域化調査特別委員会の設置についての件及び日程第13 議員提出議案第8号 議会改革検討特別委員会の設置についての件、以上の5件を一括議題といたします。

本5件について説明を求めます。坂上巳生男議員。

12番(坂上巳生男君) それでは、特別委員会の設置についてご説明させていただきます。

議員提出議案第4号 原子力問題調査特別委員会の設置についてですが、議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上巳生男
賛成者	熊取町議会議員	矢野 正憲
同じく		渡辺 豊子
同じく		文野 慎治
同じく		河合 弘樹
同じく		田中 豊一

でございます。

1. 名 称 原子力問題調査特別委員会
2. 設置目的 原子力問題について必要な調査を行う。

3. 設置期間 目的が達成されるまでの間。ただし、閉会中も継続審査とする。

4. 委員定数 7人

でございます。

続いて、議員提出議案第5号 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の設置についてですが、議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上巳生男
賛成者	熊取町議会議員	矢野 正憲
同じく		渡辺 豊子
同じく		文野 慎治
同じく		河合 弘樹
同じく		田中 豊一

でございます。

1. 名 称 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会

2. 設置目的 アトムサイエンスパーク構想の推進について必要な調査を行う。

3. 設置期間 目的が達成されるまでの間。ただし、閉会中も継続審査とする。

4. 委員定数 7人

でございます。

次に、議員提出議案第6号 都市計画道路建設促進特別委員会の設置についてですが、議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上巳生男
賛成者	熊取町議会議員	矢野 正憲
同じく		渡辺 豊子
同じく		文野 慎治
同じく		河合 弘樹
同じく		田中 豊一

でございます。

1. 名 称 都市計画道路建設促進特別委員会

2. 設置目的 都市計画道路建設促進について必要な調査を行う。

3. 設置期間 目的が達成されるまでの間。ただし、閉会中も継続審査とする。

4. 委員定数 7人

でございます。

次に、議員提出議案第7号 環境施設広域化調査特別委員会の設置についてですが、議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上巳生男
賛成者	熊取町議会議員	矢野 正憲
同じく		渡辺 豊子
同じく		文野 慎治
同じく		河合 弘樹
同じく		田中 豊一

でございます。

1. 名 称 環境施設広域化調査特別委員会

2. 設置目的 環境施設広域化について必要な調査を行う。

3. 設置期間 目的が達成されるまでの間。ただし、閉会中も継続審査とする。

4. 委員定数 7人

でございます。

最後に、議員提出議案第8号 議会改革検討特別委員会の設置についてですが、議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上巳生男
賛成者	熊取町議会議員	矢野 正憲
	同じく	渡辺 豊子
	同じく	文野 慎治
	同じく	河合 弘樹
	同じく	田中 豊一

でございます。

1. 名 称 議会改革検討特別委員会
2. 設置目的 議会改革について必要な調査、検討を行う。
3. 設置期間 目的が達成されるまでの間。ただし、閉会中も継続審査とする。
4. 委員定数 7人

でございます。

以上で、議員提出議案第4号から第8号までの5件の特別委員会の設置についての説明を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本5件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本5件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本5件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

本5件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本5件について順次採決を行います。

まず、議員提出議案第4号 原子力問題調査特別委員会の設置についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議員提出議案第5号 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の設置についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議員提出議案第6号 都市計画道路建設促進特別委員会の設置についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議員提出議案第7号 環境施設広域化調査特別委員会の設置についての件を

採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議員提出議案第8号 議会改革検討特別委員会の設置についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、日程第14 議会選任第3号 特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

原子力問題調査特別委員会委員に、多和本英一議員、長田健太郎議員、田中豊一議員、田中圭介議員、渡辺豊子議員、江川慶子議員、坂上昌史議員。

アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員に、文野慎治議員、石井一彰議員、大林隆昭議員、矢野正憲議員、渡辺豊子議員、坂上巳生男議員、そして私、河合弘樹。

都市計画道路建設促進特別委員会委員に、多和本英一議員、石井一彰議員、田中豊一議員、矢野正憲議員、二見裕子議員、江川慶子議員、そして私、河合弘樹。

環境施設広域化調査特別委員会委員に、文野慎治議員、長田健太郎議員、大林隆昭議員、田中圭介議員、二見裕子議員、坂上巳生男議員、坂上昌史議員。

議会改革検討特別委員会委員に、文野慎治議員、石井一彰議員、田中豊一議員、矢野正憲議員、渡辺豊子議員、坂上巳生男議員、そして私、河合弘樹。

以上、それぞれ7人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員によりまして、議会委員会条例第8条の規定により、それぞれの特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

互選していただく場所と順序を申し上げます。互選していただく場所は正副議長室で、順序は、まず原子力問題調査特別委員会、2番目にアトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、3番目に都市計画道路建設促進特別委員会、4番目に環境施設広域化調査特別委員会、5番目に議会改革検討特別委員会の順といたします。

その間、しばらく休憩いたします。

---

(「10時57分」から「11時05分」まで休憩)

---

議長(河合弘樹君)休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告がございましたので、その報告をいたします。

原子力問題調査特別委員会の委員長に田中豊一議員、副委員長に渡辺豊子議員。アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の委員長に大林隆昭議員、副委員長に矢野正憲議員。都市計画道路建

設促進特別委員会の委員長に矢野正憲議員、副委員長に多和本英一議員。環境施設広域化調査特別委員会の委員長に文野慎治議員、副委員長に二見裕子議員。議会改革検討特別委員会の委員長に私、河合弘樹、副委員長に矢野正憲議員。

以上でございます。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第15 議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に、田中圭介議員、渡辺豊子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました田中圭介議員、渡辺豊子議員を当選者と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中圭介議員、渡辺豊子議員が泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま泉州南消防組合議会議員に当選されました田中圭介議員、渡辺豊子議員が議場におられますので、本席から議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、田中圭介議員、渡辺豊子議員、よろしく願いいたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、日程第16 議案第25号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第25号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

令和5年3月31日専決。

税条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。すみませんが8ページの資料をご覧ください。右が改正前、左が改正後となります。

まず、第24条の3でございます。配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定について、森林環境税及び森林環境譲与税が導入されたことに伴い改正を行うものでございます。

続いて、第28条の2でございます。個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定について、法規定の新設に合わせて新設するものでございます。それに伴う項ずれによる改正を行うものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

第31条でございます。個人の町民税の徴収の方法等に関する規定について、森林環境税等の導入

に伴い、個人の町民税の均等割と併せて賦課及び徴収を行う旨について改正を行うものでございます。

続きまして、第33条です。個人の町民税の納税通知書についての規定でございます。こちら森林環境税等の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加する改正を行うものでございます。

次に、11ページでございます。

第36条となります。給与所得に係る個人の町民税の特別徴収についての規定でございます。こちら先ほどと同様に森林環境税等の導入に伴い特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正でございます。

13ページへお移りください。

第38条となります。給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等についての規定について、施行規則様式の新設に伴う改正でございます。

14ページになります。

第43条でございます。給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについての規定でございます。森林環境税等の導入に伴って地方税法の第321条の7第2項が改正されたことに伴う所要の改正となります。

15ページをお開きください。

第43条の2でございます。公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の規定につきまして、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定するものでございます。

16ページへお移りください。

第43条の6となります。年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについての規定について、森林環境税等の導入に伴って地方税法が改正されたことに伴う所要の改正となります。

17ページへお移りください。

第44条でございます。法人の町民税の申告納付についての規定について、施行規則様式が新設されたことに伴う改正となります。

18ページへお移りください。

第45条となります。法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についての規定について、こちらにつきましても施行規則様式が新設されたことに伴う改正となります。

19ページへお移りください。

第89条でございます。軽自動車税の種別割の税率についての規定について、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外するものでございます。

20ページへお移りください。

第103条となります。たばこ税の申告納付の手続についての規定について、施行規則様式の新設に伴う改正となります。

21ページへお移りください。

第106条第1項となります。たばこ税に係る不足税額等の納付手続についての規定でございます。こちらにつきましても、施行規則様式が新設されたことに伴う改正でございます。

続きまして、附則第14条第1項でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定について、税額控除期間の適用延長に伴う改正でございます。

22ページへお移りください。

附則第16条でございます。読替えについての規定でございます。地方税法の改正に伴い字句の削除を行ったものでございます。

続きまして、附則第16条の2でございます。法附則第15条第2項第1号等の条例で定める固定資産税の課税標準の特例に係る割合に関する規定について、地方税法附則の一部改正に伴う引用条項

の項ずれへ対応する改正を行うとともに、住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定について、改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンションなど一定の基準を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模改修工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に実施した場合に当該工事完了した翌年度の建物に係る固定資産税額に関する特例措置を創設するものでございます。こちらの減額割合につきましては国の基準のとおり3分の1でございます。

次に、24ページへお移りください。

附則第16条の3でございます。住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定について、附則第15条第2項第17号に規定する長寿命化に資する一定の大規模改修工事を実施した者に対する固定資産税額に関する特例措置が創設されたことにより申告内容について新たに規定するとともに、併せて項ずれに関する改正を行うものでございます。

続いて、25ページへお移りください。

附則第18条の2でございます。軽自動車税の環境性能割の非課税についての規定でございます。地方税法の一部改正に合わせ、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものでございます。

26ページへお移りください。

附則第18条の2でございます。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更することに伴い改正を行うものでございます。

附則第18条の6でございます。軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定について、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものでございます。

続いて、附則第18条の7でございます。軽自動車税の種別割の税率の特例についての規定について、軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例について、特例の期限を3年間延長することに伴い改正するものでございます。

続いて、30ページへお移りください。

附則第19条でございます。軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についての規定について、先ほどの附則第18条の7の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

続いて、31ページへお移りください。

附則第22条となります。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての規定について、適用期限の延長に伴い改正を行うものでございます。こちらは令和5年度までから令和8年度までといたすものでございます。

32ページへお移りください。

附則の第36条でございます。新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例についての規定について、規定の整備を行うものでございます。

恐れ入ります、5ページにお戻りください。

最終の行でございます。附則でございます。次の6ページから7ページでございます。

第1条についてはこの条例の施行期日について定め、第2条は町民税に関する経過措置について、第3条は固定資産税に関する経過措置でございます。第4条については軽自動車税に関する経過措置についてそれぞれ規定してございます。

以上で、議案第25号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。



それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第25号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、日程第17 議案第26号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第15号)の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君) 議案第26号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第15号)の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和5年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、職員の退職手当を計上したものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。予算書の3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ192億394万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしております。

歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金2,100万9,000円の増額につきましては、今回の補正に伴う財源調整でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。10ページ、11ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業(一般管理費一般職分)、退職手当2,100万9,000円の増額につきましては、職員の自己都合退職者3名分を計上したものでございます。

続いて、12ページ、13ページをご覧ください。

補正予算給与費明細書でございます。今回の補正予算における給与費の増減額についてお示ししております。12ページでは、2一般職の総括として、職員手当の増額について、比較の行でお示ししております。次の13ページは、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員に区分した今回の補正予算に係る調書となっております。

次の14ページにつきましては、給料及び職員手当の増減額の明細として、今回の職員手当の内訳をお示ししております。

以上で、議案第26号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第15号)の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合弘樹君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番(田中豊一君) 急な自己都合による3名の退職ということですが、4月1日から欠員の補充とかその対応はどうなっていますか。

議長(河合弘樹君) 藤原総務部長。

総務部長(藤原伸彦君) 今回急な退職が出たことに伴いまして、当初予定していた人員確保はできておりませんので、令和5年度において改めて職員採用のほうは行っていきたいというふうに考えております。

議長(河合弘樹君) 田中豊一議員。

5番(田中豊一君) 3名の分ですね。臨時的に会計年度任用職員を補充するとか、そういう処置はされていますか。

議長(河合弘樹君) 藤原総務部長。

総務部長(藤原伸彦君) 当然ながら、不足しているところにつきましては会計年度任用職員で対応していきたいというふうに考えております。

議長(河合弘樹君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第15号)の専決処分報告についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

議長(河合弘樹君) 次に、日程第18 議案第27号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君) 議案第27号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和5年4月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、国制度によるもので、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給するものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。予算書の3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,609万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億2,245万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしております。

歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金709万7,000円の増額及びその下の低所得子育て世帯生

活支援特別給付金事業費補助金2,900万円の増額につきましては、特別給付金の事務費及び事業費にそれぞれ充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明をいたします。10ページ、11ページをお開きください。

款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業のうち会計年度任用職員報酬190万6,000円の増額につきましては、給付金事務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。その下の超過勤務手当33万5,000円の増額につきましては、職員の超過勤務手当でございます。その下の期末手当41万6,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の期末手当でございます。その下の消耗品費2万5,000円の増額につきましてはコピー用紙などの経費で、その下の通信運搬費10万2,000円の増額につきましては給付金のお知らせなどの郵送料で、その下の公金取扱手数料等6万円の増額につきましては給付金の振込手数料でございます。その下の電子計算システム開発委託料412万5,000円の増額につきましては、給付に係るシステム改修の経費でございます。その下の機械器具借上料12万8,000円の増額につきましては、コピー機の賃借料でございます。その下の低所得子育て世帯生活支援特別給付金2,900万円の増額につきましては、対象児童1人当たり5万円の給付金でございます。

続いて、12ページ、13ページをご覧ください。

補正予算給与費明細書につきましては、12ページでは、2一般職の総括として、報酬及び職員手当の増額の内訳について、比較の行でお示ししております。13ページは、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員に区分した今回の補正予算に係る調書となっております。次の14ページにつきましては、給料及び職員手当の増減額の明細として、今回の職員手当の内訳をお示ししております。

以上で、議案第27号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）まず確認ですが、今回この分につきまして、低所得の子育て世帯ということで、まずひとり親世帯を大阪府のほうで手当するというふうに理解させていただいてよろしいですか。まずその確認。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）令和5年度の低所得の子育て世帯に対する今回の当該給付金でございますけれども、今、議員おっしゃられましたように、ひとり親世帯につきましては大阪府が実施主体、理由につきましては、本町につきましては福祉事務所を有していないということで、大阪府が実施主体となっております。ただ、通知の発送等々につきましては本町が業務を行うという形になってございます。これは令和4年度と同等の立てつけとなっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。低所得世帯というところで子育て世帯というところで1人5万円というところの給付金というところなんですけれども、11ページで見ると2,900万円というところですので、単純に5万円で割ると580人という形になるんですが、人数的には低所得世帯の子どもの試算というんですか、その人数になっているんですか。これ一応申請不要というところの方と、所得が急減して申請しなければならぬ方もいらっしゃるかと思うんですが、その辺のところの人数的にはどういうふうに算定されておられるのか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）先ほどご説明いたしましたひとり親世帯につきましては大阪府のほうから支給ということで、議論しておりますように申請も不要でございます。今回予算案につきましては、ご承知のとおりひとり親世帯以外の世帯を対象に専決処分の予算のほうを計上させていただいております。内訳でございますけれども、参考といたしまして令和4年度の支給実績が487人という形になってございます。見込みも新規の分もございまして、昨年度の実績にプラス家計急変、こちらにつきましては申請が必要となってきます。前後しますけれども、家計急変以外の方の子育て……。失礼しました。ひとり親世帯以外で令和4年度の給付金の対象となっている方、こちらにつきましては申請不要でプッシュ型で本町から通知のほうをさせていただきます。家計急変等々も含めまして大体100人、ちょっと幅を持たせておりますけれども、そういう形で580人という形になってございます。給付の時期につきましては、国のほうからできるだけ5月中での可能な限り支払いという形での通知が来てございますので、本町につきましては5月29日を第1回目の支払いの予定とすべく現在作業を進めているという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。5月29日に申請不要の方に対しては給付するということで準備してくださっているということですね。あと、申請しなければならぬ方につきましては、申請期限というのはあるんですか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）申請が必要な方につきましては、まず6月の広報から順次ホームページ、またSNS等を通じて定期的に発信していきたいというふうに考えてございます。申請期限につきましては、来年、令和6年の2月末までという形で周知のほうをさせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）先ほどのご説明の中で、職員手当のところ、期末手当については会計年度任用職員の期末手当という説明はあったかと思いますが、超過勤務手当については正職員の分ということなんでしょうか。それとも会計年度任用職員の超過勤務手当も含まれるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）基本的には職員の超過勤務手当のほうでございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）会計年度任用職員については、基本は時間内の勤務で、超過勤務はさせないという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）おっしゃるとおりでございます。会計年度任用職員の分については、基本的には時間内での作業というふうに考えてございます。ただ、状況によりましては、一部、超過勤務が発生するかもしれませんけれども、基本的には時間内ということで、今回の予算につきましてはこの5月から来年3月までの分の会計年度任用職員の報酬のほうを計上させていただいております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）原則としてそういうことなんでしょうが、もしやむを得ず会計年度任用職員も超過勤務となった場合には、超過勤務手当はきちんと支払われているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）当然その部分についてはお支払いのほうはさせていただきます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、日程第19 議案第28号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君) それでは、議案第28号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策予算でございます。

それでは、内容を説明してまいります。1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,717万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162億6,962万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金2億3,636万7,000円の増額につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金でございまして、物価高騰対策として活用するものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金のくまとりふるさと応援基金繰入金1億1,080万3,000円の増額につきましては、地方創生臨時交付金と合わせて物価高騰対策に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明をいたします。8ページ、9ページをお開きください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業のうち会計年度任用職員報酬100万1,000円の増額につきましては、給付金事務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。その下の職員手当等につきまして、超過勤務手当150万円、その下の休日給50万円、その下の管理職員特別勤務手当50万円の増額は、給付金事業実施に係る残業代等でございます。次の費用弁償2万6,000円の増額は、会計年度任用職員の通勤手当、その下の普通旅費7,000円の増額は、大阪府庁などへの出張経費でございます。次の消耗品費55万6,000円の増額は、プリンタートナーやコピー用紙などの経費、その下の印刷製本費28万1,000円の増額は、通知用封筒などの印刷経費でございます。次の通信運搬費212万3,000円の増額は、給付金のお知らせなどの郵送料、その下の公金取扱手数料等79万2,000円の増額は、給付金の振込手数料でございます。次の電子計算システム開発委託料1,100万円の増額は、給付金のシステム改修に係る経費、その下の封入封緘等委託料8万3,000円の増額は、通知書等の封入封緘経費でございます。次の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1億5,300万円の増額につきましては、1世帯当たり3万円の給付金でございます。

続いて、款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、保育事業補助金465万3,000円の増額につきましては、物価高騰に対する民間保育所等への補助金でございます。

次の款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の地域振興券事業のうち消耗品費 6 万 2,000 円の増額は、コピー用紙などの経費でございます。次の通信運搬費 10 万円の増額は、地域振興券の追加送付経費でございます。次の電子計算システム開発委託料 170 万円の増額は、地域振興券のシステム改修経費、その下、地域振興券換金等委託料 1 億 3,764 万 8,000 円の増額は、地域振興券の換金等に係る委託料、その下、地域振興券発送等業務委託料 1,123 万 9,000 円の増額は、地域振興券の封入封緘と発送の業務委託料でございます。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校給食費の小学校給食事業、給食費補助金 1,351 万 2,000 円の増額及びその下の項 中学校費、目 学校給食費の中学校給食事業、給食費補助金 688 万 7,000 円の増額につきましては、それぞれ小中学校給食における物価高騰対策経費でございます。

12 ページ、13 ページをご覧ください。

補正予算給与費明細書でございます。12 ページで、2 一般職の総括として、報酬及び職員手当の増額の内訳について比較の行でお示ししております。次の 13 ページは、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員に区分した今回の補正予算に係る調書となっております。14 ページにつきましては、給料及び職員手当の増減額の明細として、今回の職員手当の内訳をお示ししております。

以上で、議案第 28 号 令和 5 年度熊取町一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）今の物価高騰対策というところで、国のほうの地方創生臨時交付金、その分につきまして追加の補正があるならばというところで、私たち熊取公明党としては町民の皆様はその分を物価高騰対策として還元できるようにということで、3 月 20 日の日に町長のほうに要望書を出させていただきました。その中に給食費の無償化、また全町民に地域振興券を配付、住民税非課税世帯など低所得世帯への町独自の給付、またひとり親世帯、低所得世帯への町独自の特別給付といった 5 項目について要望させていただきました。今回、その分につきまして国のほうから 2 億 3,636 万 7,000 円、町のほうに交付されたということで、このように補正予算を計上していただいたことを大変感謝するものでございます。ありがとうございます。

その中でちょっとお尋ねさせていただきます。具体的に少し聞かせていただきたいんですが、9 ページのまず最初に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業で 1 世帯当たり 3 万円の給付というところですが、住民税非課税世帯に対しての現金給付、これはどのようにいつからするのか、検討しているのか教えてください。

議長（河合弘樹君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）こちらについては、現在調整しておりますのが、令和 4 年度、令和 5 年度について非課税世帯の方ということで調整してございます。というのは、やはり国のほうからも早急な支援というところがございまして、令和 5 年度の非課税世帯の方の抽出というのが 6 月 1 日以降になります。となると、支給のほうは 9 月ぐらいになる見込みでございます。現在進めておりますが、令和 4 年度、昨年度に非課税の方で給付を完了した方、こちらの方の情報をまず整理をいたしまして、そこからやはり基準日となる日に町民でなくなった方、例えば転出された方などは対象外になりますので、そういう方を整理いたしまして、その情報を基に、申請という形ではなく、こちらからの給付の通知ということを送付した上で現金給付を早急に進めたいということは今検討してございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） そしたら、令和5年度につきましてはどうされるんですか。

議長（河合弘樹君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） 順番的には、イメージ的ですが、まず令和4年度の非課税の方については先行して給付事務を進めていきながら、その後発で、要は6月の中旬以降に令和5年度の非課税世帯という方がまとめていけますので、第2弾という形で令和5年度の非課税の方。新規で非課税の方になります。そういう形で、ちょっと2段階で給付の事務を進めていきたいと考えてございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。住民のほうにとっては分かりにくいので問合せ等あるかと思いますが、またしっかりと丁寧に対応をお願いしたいと思います。

次に、その下の地域振興券配付事業につきましてですが、1人3,000円というところで、前回5,000円の地域振興券、大変町民に喜ばれておられたんですが、今回3,000円にした理由につきましてちょっと教えてください。

議長（河合弘樹君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） まず、今回の臨時交付金が大きく二つの項目で交付金が内示されていると。一つは先ほどの低所得世帯支援枠が一つ。もう一つは推奨事業メニューということで交付の内示があるんですけども、推奨メニュー事業枠で使えるのが熊取町で1億3,080万円。これが推奨枠の交付金となります。まずこの国からいただける交付金を基本的にきっちり使える規模感と、それと、当然それを超えていく分については全部町の一般財源となりますので、そのあたりの兼ね合いで3,000円という金額を今回設定させていただいた次第でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。推奨メニューで1億3,080万7,000円というところで計算されたというところで理解させていただきます。

ちょっと細かいことなんですけれども、町民の人数が4万4,000人で計算されているんですが、今4万2,000人じゃないのかなというふうに思うのと、それと5,000円を給付したときには、受け取られた方というのは実際何人あったのかというところ。今分かりますでしょうか。

議長（河合弘樹君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） 積算ですけれども、当初、昨年度、令和4年度でも同じようにさせていただいたときに、新たに生まれた方が予定よりちょっと多かったというのもございまして、安全側と申しますか、多めにゆとりを持って積算させていただいたというところでございます。あと、昨年度の実績でございますけれども、令和4年度には最終4万3,172名の方に発行させていただきました。実際にご使用いただいた最終の換金率というのが98.2%、金額ベースですけれども、それまで住民の皆様お一人お一人ご利用いただいたと、そのようなことでございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。最終4万3,000人あったということ。分かりました。ありがとうございます。これはいつから開始される予定ですか。

議長（河合弘樹君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） 補正予算ご可決いただいた後、すぐさま事務的な手続に入りまして、今年度につきましては9月中旬から1月31日、これは令和4年度と同じでございます。ですので、4か月と半月ということで考えてございます。

また、新たに拡充した部分もございまして、先ほど申し上げましたように新たにお生まれになる方、これは対象の基準日というのが6月1日の基準日でございますけれども、そこでお生まれになった新生児の方は、昨年は一月前までが対象だったんですけども、これを使用期限の3日前まで。

ただ、誕生日で切りますと出生届の郵送関係のほうで間に合わないということがございますので、住民課の窓口のほうで郵送受付、あるいは窓口で受理された方を対象として確認させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。出生の3日前までというところで細かく手当できるようにしていただき、検討していただきありがとうございます。申請が9月中旬から1月31日というところで、参画されるお店をまたしっかりと増やしていきながら対応していただきたいというふうに。タクシーとか前もありましたよね。そういった分も入れていただいて、本当にいるんなところで使えるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次にもう一つ、給食費と副食費に関してなんですけれども、ちょっと無償化を要望させていただいていたんですが、無償化にすれば幾らぐらいかかるのかということと、それと、これ一応高騰分という形で算定されているんですが、物価高騰分というところでどれぐらいの割合を試算されたのかを教えてください。

議長（河合弘樹君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 給食無償化、1年間やったら約1億6,000万円弱ということで、前にもお話ししていると思うんですけども、1億5,900万円ちょっとということになります。今回、食材費の高騰分ということで、平均したら1人1食当たり20円程度ということになってございます。それぞれ中学校と小学校で若干違うんですけど、平均すると1人当たり1食に20円程度。令和4年度の上半期のときは通常どおり食材のほうは入っていますので、そこからの上昇分ということで、児童生徒1人当たり1食20円程度の負担ということになってございます。こちらの人数分を給食会計のほうへ埋めさせていただいて、保護者の方の負担はこれまでどおりということで考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 渡辺議員のほうから副食費に関するご質問ございましたので、保育所、認定こども園の副食費、1年間無償化することによって約6,000万円の経費がかかるというふうに試算しております。今回、民間保育所事業補助金ということで、昨年からの物価高騰対策ということで民間保育園に対する補助金支給しております。今年度につきましても食材費の高騰というのは続いておりますので、給食提供するための費用増加に対応してもらふ補助金ということで今回計上させていただいております。副食費については基本的に保護者の方に負担いただくものでございますが、増額分を保護者に転嫁することなく給食の内容も維持していただくというふうなところで補助金を支出するというので、民間保育園等7園に対して物価高騰分を補助金支出するものということでございます。金額につきましては、直近の消費者物価指数の動き等を見ながら、一月1人当たり325円ということで計算しまして支出するものでございまして、総額として465万3,000円の補助金を計上させていただいているというところです。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。給食費に関しては1人1食20円。副食費につきましては1人当たり325円増額するという見込みで計算されたということですね。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第3号)についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長(河合弘樹君)次に、議員の皆様は、今、タブレットで案内されたファイルをご覧ください。理事者の皆様は、議案書が並んでいる水色のフォルダー内をご覧ください。

総務文教常任委員会委員長から、タブレットに掲載の申出書のとおり、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

議長(河合弘樹君)それでは、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、議会会議規則第74条の規定により、申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長(河合弘樹君)次に、事業厚生常任委員会委員長から、タブレット掲載の申出書のとおり、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を日程に追加し、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

議長(河合弘樹君)それでは、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を議題といたします。

事業厚生常任委員会委員長から、所管事務調査について、議会会議規則第74条の規定により、申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、事業厚生常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（河合弘樹君）次に、議会運営委員会委員長から、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会の閉会中の継続調査についての件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

議長（河合弘樹君）それでは、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会議事規則第74条の規定により、申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和5年第1回熊取町議会臨時会閉会から令和5年6月熊取町議会定例会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申出のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和5年第1回熊取町議会臨時会閉会から令和5年6月熊取町議会定例会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（河合弘樹君）以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

今回、ご就任されました河合弘樹議長、田中圭介副議長におかれましては、ぜひ、住民の福祉の向上、よりよいまちづくりの実現のために住民ニーズを的確に把握いただき、町行政とも連携を図られながら議会運営を行っていただきますようお願いしたいと存じます。

さらに、議員の皆様方におかれましては、健康にご留意の上、町政発展のため引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議長（河合弘樹君）これをもって、令和5年第1回熊取町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

---

（「12時09分」閉会）

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年5月15日

熊取町議会

議 長

河 合 弘 樹

臨時議長

坂上 巳生男

議員

文野 慎治

議員

多和本 英一